

石川労働局発表
平成27年8月4日(火)

【照会先】
石川労働局 労働基準部 賃金室
室長 南出 昌宏
地方賃金指導官 川崎 春夫
076-265-4425

報道関係者 各位

平成27年度石川県最低賃金の改正答申について

石川地方最低賃金審議会（会長 ^{たかみ としや}高見 俊也）は、本年7月9日（木）に石川労働局長（^{なかじま みちあき}中島 理章）から「石川県最低賃金の改正決定」についての諮問を受け、石川県最低賃金専門部会を設置して、4回にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、本日、石川県最低賃金改正決定について「時間額735円」で結審し、石川労働局長に対しその旨の答申を行いました。

この「時間額735円」は、現行の石川県最低賃金の「718円」を「17円（引上げ率2.37%）」引上げるものであり、時間額単独表示となった平成14年度以降、平成26年度の引上げ額（14円）を上回る最も大きい引上げ額（17円）となります。

今後、石川労働局では、この答申の内容についての異議の申出に関する公示等を経て、石川県最低賃金額を決定し官報公示の上、最短で10月1日（木）の発効になることとなります。

なお、答申文には、労使双方からの意見を踏まえ、「中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等について、従来以上に積極的に取り組むことを強く要望する」旨の内容が盛り込まれました。

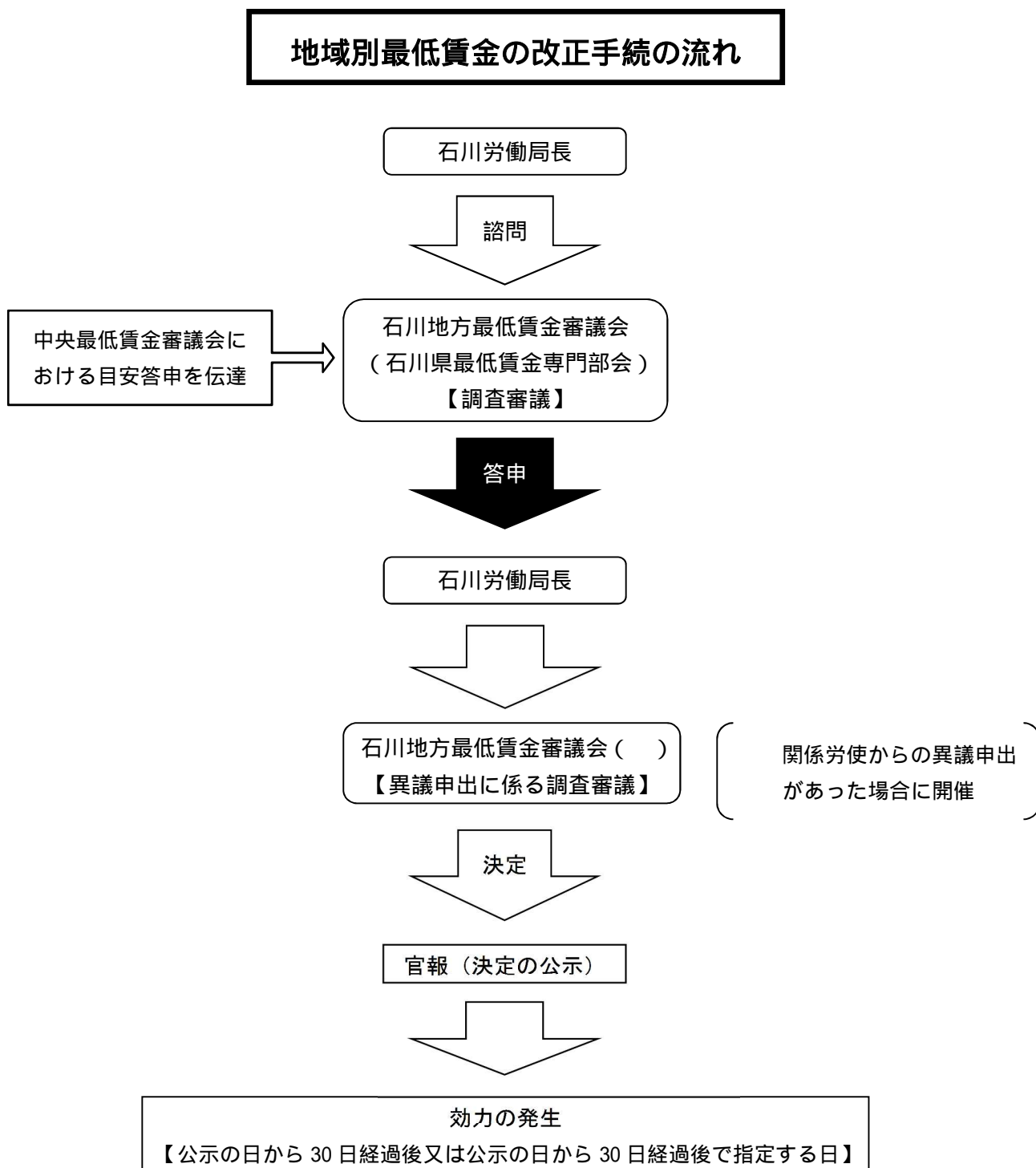
（参考）近年の石川県最低賃金額の変遷について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間額	686円	687円	693円	704円	718円
引上げ額	12円	1円	6円	11円	14円
引上げ率	1.78%	0.15%	0.87%	1.59%	1.99%

1 最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。



2 最低賃金の種類について

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の産業別最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47つの最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されています。

3 最低賃金の適用される労働者の範囲について

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方

試の使用期間中の方

基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方

軽易な業務に従事する方

断続的労働に従事する方

(参考)

最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）（抄）

第 4 条（最低賃金の効力）

第 1 項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第 2 項 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

第 12 条（地域別最低賃金の改正等）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）（抄）

第 24 条（賃金の支払）

第 1 項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。